
プロジェクト	上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い
項目	第 211 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 211 回金融商品専門委員会（2024 年 1 月 29 日開催）において、今回検討している会計処理の対象となる VC ファンドに相当する組合等の定義について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（要件(1)に関する意見）

2. 「募集又は私募が行われた組合等である」ことを要件とする事務局の提案に異論はない。
3. 事業会社が自社で組合等を設立し自社のみが出資するケースに関して、「キャピタルゲインの獲得を目的としているというよりは、新規の技術等のノウハウの獲得を目的としている場合が含まれることから、市場価格のない株式を時価評価するニーズは低いと考えられる」としているが、この記載が適切か疑問に思う。

（要件(2)に関する意見）

4. 「組合等の運営者は出資された財産の運用を業としている者である」ことを要件とする事務局の提案に異論はない。

（要件(3)に関する意見）

5. 「組合等の構成資産である市場価格のない株式について、定期的に時価評価されている」ことを要件とする事務局の提案に関して、算定された時価の信頼性が論点となると考える。
6. 中小企業等投資事業有限責任組合会計規則に定める原則的方法を採用している場合や IPEV ガイドラインにより時価評価している場合で、かつ監査を受けている場合には、算定された時価に一定の信頼性があると考え一方、これ以外の場合には、時価の信頼性に懸念がある。このため、定期的に時価評価しているだけでよいかについては、慎重に検

討する必要があると考える。

7. 財務諸表の信頼性の観点から、内部管理目的又は参考値として算定している時価を用いる場合は認めず、組合等の決算書において非上場株式を時価評価しており、かつ監査を受けていることを要件とすることがよいと考える。
8. 内部管理目的又は参考値として組合出資者に提供している時価を用いることを認める場合には、時価算定会計基準に基づいて時価算定していることや IFRS 第 13 号「公正価値測定」又は Topic820「公正価値測定」に準じて時価算定していることを要件とすることがよいと考える。

(要件(4)に関する意見)

9. 「組合契約等において、投資対象を専らスタートアップ企業としている」ことを要件とする事務局の提案に異論はないものの、要件(1)から(3)を定めただけで時価評価をオプションとすることで会計基準としては成立すると考えられるため、VC ファンドのみを対象とする理由を明確にする必要があると考える。
10. 「組合契約等において、投資対象を専らスタートアップ企業としている」ことを要件とする事務局提案に関して、実務において判断することが難しいと考えられるため、より具体的な要件とする必要があると考えられる。
11. スタートアップ企業以外にも投資している場合に要件を満たすかどうか議論となると考えられるため、「専ら」と表現することが適切か検討する必要があると考える。

(その他)

12. 要件(4)に該当するかどうかの判断は難しいと考えられるため、範囲を限定し時価評価を強制するアプローチを採用することは難しいと考える。
13. 会計基準の適用範囲に関して、一般的に VC ファンドと比較してプライベート・エクイティ・ファンドや事業再生ファンドが保有する非上場株式の方が時価評価が容易であると考えられる一方、VC ファンドに相当する組合等に範囲を限定することとした経緯について会計基準で明確化することが必要であると考ええる。
14. 資料第 12 項の記載について、要件(1)から(4)を満たす組合等が連結子会社に該当する場合、連結財務諸表上、時価評価できないことを意図しているのか確認したい。

以 上